

唐招提寺総合調査概要

美術工芸研究室・工芸
歴史研究室・古文書

前年度に引き続き当研究所各研究室の参加のもとに、昭和36年8月28日より1週間、唐招提寺の総合調査を行った。美術工芸研究室は講堂安置の仏像および寺藏工芸品、歴史研究室は聖教類、建造物研究室は講堂の調査に当つた。今回はこのうち紙裁文と別尊雜記をとりあげ報告する。

一、唐招提寺の紙裁文

裁文というのは切りとつた文様という意味であろう。材質が何んであつても、文様にするため切りとつたものであるため、材質が金銅であれば金銅裁文、紙であれば紙裁文といつている。正倉院に伝えられている金銅鳳形裁文は金銅板を鳳凰形に透彫して、両面からその輪廓を線刻で隈取つたものであり、「東大寺高笠万呂作 天平勝宝四年四月九日」の刻銘のある金銅雲花形裁文も、同一系類のものであろう。金銅裁文の遺品作例はみられるが、紙裁文の遺品はまことに少ない。やはり、正倉院に伝えられている人勝殘闕雜帳と称されている作品の中にみられるだけだろう。

正月7日に色布や紙箋を剪つて、人物や花卉の形をつくつて贈答したもので、その人物の形につくつたものを人勝、花卉などの形のもの

を花勝と称したと伝えられている。もともと、これは楚の習俗とされ、それが唐代に伝わり、さらにわが国へ伝えられたとされている。この作品はあまりにも有名なもので説明の要はないが、中央の子供と小動物の尾部と樹木は線絵の残片、周縁は金箔を置いた紙裁文で、五弁花の唐草文様と禪文様を切り透す。そして幅をもつ葉形の部には黄緑濃淡の羅4枚を裏面から暈網風に貼り重ねたもので、まことに雅味あふれるもので、なるほど贈答用かとうなづけよう。

紙裁文といえは、この人勝殘闕雜帳にみられるだけと考えられているが、唐招提寺に断片ではあるが、紙裁文と考えられるものが八点伝えられていた。

去る昭和31年から当寺の宝藏解体修理が行われたが、その際、天井裏から奈良時代の染織品と共に発見されたものである。長い年月塵埃に埋もれていたため、ひどく汚れてみられるが紙裁文に相異なる。切り透されている文様も、青海波文様（写真1）亀甲花文様（写真2）石畳異文様（写真3）の3種のものごまごまつた形が残っている。他の断片はいづれもこの3種類の両端に続くもののように推定されるが、あるいはまた、これらと文様を異にするものの断片かもしれない。いづれにしてもこれだけ紙裁文が伝えられているのは貴重な資料といわ

ねばならない。

では、唐招提寺紙裁文は時代は何時頃のものか、また、その使用目的はなんであつたか。

奈良時代の染織品とともに発見されたからといって、ただちに奈良時代とは云えないだろう。奈良時代の写経紙など数多く比較して紙質による年代決定を調査していた時、正倉院においても紙の学術調査が行われていた。この調査団は寿岳文章博士、上村六郎博士、大沢忍博士、町田誠之博士であるが、紙質の確認を得るため調査団に依頼し、諸博士の応援を願つた。

その調査の結果は、この紙はためすぎと呼ばれる紙漉法で製紙されたもので、この方法は奈良朝において最も盛んに行われた紙漉法で、この製紙法の下限は平安初期を降らないとの意見であつた。

したがつて、この紙裁文は製作地は別として奈良朝の作品とみるべきであるという見解が一致したのである。

文様構成からみよう。青海波文様、亀甲文様、石畳異文様などは奈良朝においてよくみられる文様であるが、対角線をとり半面に亀甲文様、半面に花文様を置く構成は非常に珍らしい。このような文様構成は奈良朝の工芸作品の遺品にその類例が求めにくいため、この作品は奈良時代の作ではないと考えられがちであろう。しかし、前述の人勝残闕帷帳にみられる紙裁文の文様は、対角線ではないが3分の1面を裨文様にし、3分の2面に花唐草文様を出しているもので、一つの短形あるいは長方形内に二つの異つた文様を表現する構成は奈良朝に於てはすでに存在していた。使用の目的により、より美的に、より効果

的に表示するため、3分の1面を区切る線が対角線にもなりうる可能性は容易に考えられる。したがつて、唐招提寺裁文は奈良時代の作品とみて些かも差支えないものであろう。

では、どんな用途をもつたものであつたか。正倉院の人勝残闕帷帳から推測すれば、あるいは同じく正月7日に贈答した類とも考えられるが、断片であり、記録も求められない以上、決定しがたい。これらの作品からは贈答用以外の用途を感じさせる要素が濃くみられる。石畳異文様裁文の下端は四弁花の半面を出してまつまり、垂れ下る装飾品の使命を果しているとみられよう。亀甲花文様裁文にもそれが端に欠損してはいるがみられるし、おそらく、青海波文様裁文の端にも付いていたと推測される。とすれば何か垂れ下る装飾品に使用されたものではあるまいか。

断片(写真4)をみると、縁に左右2ヶ所に針穴がみられる。これはこの裁文を固定するためにつけられた穴でなく、この紙裁文を芯として両面から薄い織物をあて、それを縫いとめた針穴であろう。この場合、薄い織物は当然羅と考えられる。

亀甲花文様裁文の花文様を仔細に観察すると、まことに精巧なもので、透彫りしない花には花卉を表現するため1枚、1枚に切り込みを行つているが、たんに刀を入れた切り込みでなく、花卉を立体的に表現せんと苦心がみられる切り込みである。この裁文を手にして透して視ると花卉が浮き上つて見事な立体感を示す。奈良時代の工芸作品に見られる透視感覚の美的表現作風がこれらの裁文にもみられるが、これは時代性を明示する一つの特色ともなる。

これらの紙裁文を芯として羅を貼った原形を想像し、幡手の如き垂れ下る装飾品に使用されたのではあるまいか、と推測はされる。中国製であるか、わが国で作られたものか、中国製であるとすれば鑑真將來のものであるかもしれない。

唐招提寺裁文に関しては数多くの研究すべき事項が残されているが、その解明には今少しの時間をもち、後日にその発表をゆずりたい。

(守田公夫)

一、別尊雑記

別尊雑記

薬師、転法輪菩薩、吉祥天、金剛童子

4巻

卷子本、墨界線、朱点、朱書または墨書の送仮名等がある。

	タテ	全長	紙数	料紙	表紙
(1) 薬師	29.7 cm	735.5 cm	16 枚	白斐紙	白楮紙
(2) 転法輪菩薩	28.9 cm	919.0 cm	23 枚	白楮紙	薄茶楮紙
(3) 吉祥天	29.2 cm	633.0 cm	17 枚	白楮紙	薄茶楮紙
(4) 金剛童子	28.8 cm	409.0 cm	12 枚	白楮紙	薄茶楮紙

(奥書)

(1) 薬師 (奥書なし)

(2) 転法輪菩薩

御本云 文永七年七月二日一交了

頼賢

永仁七―正―六日賜西松橋殿御本書写了

求法資最珠

交了

(3) 吉祥天

文永七年六月廿五日一交了

頼賢

正安元―九―廿四日賜西松橋殿御本

書写了

求法資最珠

(4) 金剛童子

御本云 文永七年六月九日交了

頼賢

永仁六―十二月十七日賜西松橋殿御本

書写了 求法資最珠

唐招提寺に現存するのはこの4巻のみである。「薬師」は奥書がなく、又「転法輪菩薩」以下の3巻とは体裁および書風を異にしており、本来別系統に属するものが混入したのではないかと考えられる。「転法輪菩薩」以下3巻には永仁6年(1298)、正安元年(1299)書写の奥書があるが、書風紙質から考えて、これは写本奥書ではなく、この時のものと見られる。又「薬師」も鎌倉時代中期ないし末期の写本と推定される。

「転法輪菩薩」以下3巻の奥書には頼賢、最珠の名が見えているが、二人は共に醍醐寺僧である。両者の間にはいかなる関係があつたのであろうか。頼賢は意教上人といひ、醍醐寺座主となつた成賢の弟子である(註1)。最珠は松橋流の法脈に属し、その血脈は全賢―浄真―真倣―俊誉―最珠である(註2)。真倣は浄真の弟子であつたが、「不遂儀式灌頂之間、

遇意教上人受之了」といふこと^(註3)、頼賢の法流をも受けている。これによつても明かなように、頼賢と真倣およびその後の俊誉との間には密接な関係があつたことがうかがわれる。こうして頼賢書写の別尊雜記は真倣または俊誉に伝えられ、その法脈を受けた最珠が、この頼賢書写本（またはその写し）を写す機会を与えられたものであろう。

なお永仁6年、正安元年頃の松橋殿とは誰のことであろうか。真倣は文永8年(1271)12月14日松橋(醍醐無量寿院)堂舎資財その他を俊誉に譲つて^(註4)いる。その後これらは俊誉から公紹に譲られ、更に正和3年(1314)閏3月21日公紹から空雄に伝えられた^(註5)。俊誉から公紹に伝えられた時は明かでないが、唐招招寺藏「伝法灌頂条々雜事」の奥書には

正安三十一—八日賜西松橋殿田中坊師

阿闍梨御房御本書写早

求法資最珠

とあり、この時には最珠の師がなお松橋殿にいたのであるから、別尊雜記奥書の「松橋殿」は当然俊誉を指すものと考ええる。

仁和寺現存の別尊雜記57巻は後補11巻を除き心覚鈔本と言われている。唐招提寺に現存する4巻はどれも仁和寺に心覚鈔本が残つており、最古の本とは言いがたい。しかし別尊雜記の古写本は類例も少く、特に書写の年紀が明かであり、別尊雜記研究上重要な資料を加えることが出来た。

今回の唐招提寺の聖教類の調査は、300点におよび、大部分は鎌倉時代から室町時代にかけてのものである。聖教類の数量は極めて多く、

調査の完了をみるにいたらなかつた。後日に期したい。

(田中 稔)

註

- (1) 野沢血脈集卷第2 (真言宗全書 39—p. 375)
- (2) 唐招提寺所藏「松橋相承次第」
- (3) 野沢血脈集卷第2 (同39—p. 388)
- (4) 大日本古文书 醍醐寺文书之2—288—7 文永8年12月14日權大僧都真倣讓狀案
- (5) 同前、288—8 正和3年閏3月21日權僧正公紹讓狀案